

台風等に伴う保育園等の臨時休園基準について

福岡市の認可保育所等における台風等に伴う対応について、他都市の事例などを参考に下記のとおり休園の基準を定め、7月3日から運用いたしますのでお知らせします。

記

1 保育園の臨時休園基準

■ 開園前（午前5時時点）

下記のいずれかに該当する場合には休園とします。

■ 開園中（午前7時以降）

下記のいずれかに該当する場合は、災害の状況により避難行動をとりつつ、保護者へお迎えを依頼し、すべての児童が降園した後に休園とします。

(1) 福岡市からの避難情報発令時の対応

避難情報	保育園の対応
避難指示以上 (警戒レベル4以上)	<u>休園</u> ※避難指示が発令された区域に所在する保育園が休園対象

※警戒レベル3（高齢者等避難指示）の場合は開園。ただし、該当区域の保育園では、状況に応じて早めのお迎えをお願いすることがあります。

(2) 気象庁からの警報発表時の対応

警報情報	保育園の対応
大雨特別警報 暴風特別警報	<u>市内一斉休園</u>

(3) 公共交通機関の運休時の対応

状況	保育園の対応
公共交通機関のいずれかが 運休	<u>開園</u> ※保育士の確保が困難な場合は、各園の判断で家庭保育を依頼 出席児童がいない場合に限り休園することができる
JR・西鉄電車・地下鉄の 市内の路線すべてが運休	<u>市内一斉休園</u>

2 保育園再開の目安について

上記1（1）～（3）の休園基準に該当しなくなった時点で、保育園において以下を確認のうえ、保育提供体制が整い次第、保護者へ通知し順次開園します。

- 職員の安全
- 施設の被害状況
- 周辺環境の安全性

【お問い合わせ先】

福岡市こども未来局指導監査課 田中
TEL：711-4262 FAX：733-5718